

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成30年2月15日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700344号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1700023号

第1 結論

請求期間①、③、④及び⑤については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

請求期間②については、保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和59年4月から昭和61年3月まで
② 昭和61年4月から昭和63年3月まで
③ 昭和63年4月から平成5年3月まで
④ 平成5年4月から平成6年3月まで
⑤ 平成6年4月から同年11月まで

請求期間①、③、④及び⑤について、私は昭和59年10月頃に現在の住所に家を新築し、同年4月以降の保険料を同じ町内の集金人に納付していた。

請求期間②について、私の妻の記録は、保険料の申請免除期間となっているので、私の保険料についても免除申請を行ったはずである。

しかし、国の記録では、請求期間①、②、③及び⑤は保険料の未納期間、請求期間④は保険料の申請免除期間とされているので、各請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、請求者は昭和55年10月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、その後被保険者資格を再取得した記録は確認できない。また、オンライン記録によれば、請求者に係る昭和59年4月1日の国民年金被保険者資格の取得に係る入力処理が平成元年1月18日に行われていることが確認できる。これらのことから、当該入力処理が行われた時点ま

では、請求期間①、②及び請求期間③のうち昭和 63 年 4 月から同年 12 月までの期間は国民年金の未加入期間として取り扱われていたと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により氏名検索を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

請求期間①について、前述のとおり平成元年 1 月 18 日の時点までは国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、請求期間①に係る保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することができなかつたと考えられる上、この時点では、請求期間①の保険料は時効により納付することができない。

請求期間②について、請求者は、私の妻の記録が保険料の申請免除期間とされているので、私も保険料の免除申請を行ったはずであると主張しているが、請求期間②は前述のとおり平成元年 1 月 18 日の時点までは国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、請求期間②に係る保険料の免除申請を行うことはできなかつたと考えられる上、A 市は、請求者の保険料の免除申請に係る資料は保存期限経過により現存していない旨回答していることから、請求者が保険料の免除申請を行ったか否かを確認することができない。

請求期間①、③、④及び⑤について、請求者は、保険料を同じ町内の集金人に納付したと主張しているところ、A 市は、当時の年金徴収員の名簿等は現存していない旨回答している上、請求者が保険料の集金人として名前を挙げた者は、元号が平成になる前には保険料を集金していたことがあったが、詳しいことは覚えていない旨陳述していることから、請求者の請求期間①、③、④及び⑤当時の納付状況を確認することができない。

請求期間④について、請求者は保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録によれば、請求期間④は保険料の申請免除期間とされており、当該免除に係る申請が平成 5 年 5 月 31 日に行われたことが確認できる。

このほか、請求者が請求期間①、③、④及び⑤の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間①、③、④及び⑤の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、請求者が請求期間②の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、請求期間②の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、③、④及び⑤の保険料を納付していたものと認めることはできない。また、請求者が請求期間②の保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700345号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1700024号

第1 結論

昭和56年10月から昭和58年3月までの請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年10月から昭和58年3月まで

私は、請求期間の保険料を昭和59年1月17日にA市国民年金課で一括して納付した。その後すぐにB社会保険事務所(当時)から請求期間の保険料が未納になっている旨のハガキが届いたが、既に納付していたので1/17(済)と記入し、そのハガキを保管していた。

しかし、国の記録では、請求期間は保険料の未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の保険料を昭和59年1月17日にA市国民年金課で納付したと主張しており、この時点において請求期間の保険料は過年度納付の対象となること、同市は、同年1月当時、同市の窓口で過年度保険料を納付することはできず、過年度保険料は社会保険事務所での納付であった旨回答していることから、請求期間の保険料を請求者が主張する納付方法により納付することはできなかったと考えられる。

また、請求者は、これまで納付した保険料の領収書等は全部所持している旨陳述しているところ、請求者から提出された国民年金印紙代金納付通知書兼領収書、国民年金保険料納付通知書兼領収書及び納付書・領収(納付受託)証書により保険料が納付されていることが確認できる期間はオンライン記録と一致しているものの、請求期間に係る領収書等は所持しておらず、請求期間の保険料を納付していたこと

を確認することができない。

さらに、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、請求期間の保険料が納付された記録は確認できず、オンライン記録と一致している。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録を確認したが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700339号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700059号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年4月1日から昭和56年2月1日まで

私は、A社B課のC職として昭和53年4月1日から昭和56年1月31日まで勤務していたが、国の記録では厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、請求期間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

一方、請求者から提出されたA社に係る在職証明書によれば、請求者は、請求期間のうち昭和53年4月6日から同年4月28日までの期間、同年5月1日から同年12月27日までの期間、昭和54年1月5日から同年3月31日までの期間、同年5月1日から同年6月30日までの期間及び同年7月2日から同年12月28日までの期間について同社B課にC職として在職していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、請求者の所持する在職証明書は「C職辞令簿」から作成したものであるが、「C職辞令簿」の記載内容はC職の氏名と発令期間のみであること、厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を給与から控除していたかは分からない旨回答しており、請求者の請求期間に係る勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

また、A社は、上記「C職辞令簿」により、請求期間当時請求者を含むC職9人が同社B課に勤務していたことは確認できるものの、当時の同社のC職に係る社会

保険事務に関する資料が残存していないことから、C職の社会保険適用の有無については不明である旨回答している。

さらに、請求期間当時、A社B課に勤務していたD職及び前述の同社B課に勤務していたC職の所在が確認できないことから、請求者の同社B課における具体的な勤務実態を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。